

川西市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画（案）

計画の基本理念

(68 ページ)

全ての人が、最期まで自分らしく 暮らし続けることができる地域共生社会の実現

全ての人が、自らの希望に応じた住まいや暮らし方を選択し、最期まで自分らしく暮らし続けることができる地域を築くことは、本市のめざす都市像である「何気ない日常に幸せを感じるまち」を実現するうえで極めて重要と考えられます。

また、社会構造や人々の暮らしの変化により、地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり支えあふ地域共生社会の実現が求められていることも踏まえ、本計画の基本理念を上記のとおり定めます。

計画の位置づけ及び期間

(4・5 ページ)

本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。上位計画である総合計画や地域福祉計画、また、国が介護保険法に基づき定める基本指針や県の関連計画の内容を踏まえるとともに、本市の「健康」、「障がい者」、「子ども・若者」等の各分野別計画との調和・整合を図り策定しています。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第7期計画			第8期計画			第9期計画		
令和7（2025）年度までの中長期的な視点に立った施策の展開								
令和22（2040）年度を展望した社会保障								

介護保険事業計画は介護保険法により3年を1期として定めることとされているため、第8期計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。第8期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり生産年齢人口が急減する2040年を見据えためざすべき高齢者保健福祉の基本的な方針と具体的施策を明らかにし、介護保険事業を安定的かつ充実したものとすることを目的として策定します。

計画の展開

川西市の高齢者支援の主な課題 (66～67 ページ)

介護予防と健康づくり

- 加齢に伴う、運動機能・口腔機能・認知機能等の機能低下リスクの上昇、フレイル状態の進行予防
- 比較的元気に活動できる時からの介護予防活動

地域包括ケアシステム

- 複合的で複雑化した課題への対応に向けた体制強化・関係機関との連携体制構築
- 地域福祉活動の担い手不足や高齢化
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

認知症施策

- 認知症の人が希望を持って自分らしく過ごせる仕組みづくり
- 認知症に対する正しい理解の促進

高齢者福祉

- 高齢者の移手段の充実
- 避難行動要支援者名簿への登録や避難に支援が必要な人に対する実効性のある個別支援計画の作成

介護保険サービス

- 高齢化の進展に伴う、要支援・要介護認定者の将来的な増加を見据えた、介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保
- 介護サービス事業者等の介護度改善に対する動機づけ

計画の基本目標及び施策体系

基本目標 1 健康でいきいきと暮らす ～介護予防と健康づくりの推進～ (72～80 ページ)

(1) 効果的な介護予防事業の展開

(2) 健康づくりの推進

(3) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

新規・拡充施策

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

データに基づいた地域の健康課題の整理・分析や、健康状態等の課題を抱える高齢者の把握により、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行う体制づくりを進めていきます。

②リハビリテーション専門職との連携

新たにリハビリテーション専門職の参画を得て、自立支援や重度化防止の効果を適切に評価することのできる指標を設定し、より効果的な介護予防事業の実施に努めます。

③フレイル改善短期集中プログラムの検討

フレイル状態にある人の重度化を防止するため、短期間集中して運動プログラム等を実施するサービスの創設を検討します。

基本目標 2 地域でつながり支えあう ～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化～ (81～94 ページ)

(1) 地域課題を踏まえた生活支援体制の整備

(2) 地域包括支援センターの機能強化

(3) 高齢者の権利擁護

(4) 在宅医療・介護連携の推進

(5) 介護人材の確保及び業務の効率化

新規・拡充施策

①生活支援コーディネーターの配置

第2層生活支援コーディネーターの段階的な増員を進めます。

②総合的・重層的な支援体制の構築

分野ごとの支援システムではなく、総合的・重層的な支援体制を構築します。

③成年後見制度の普及・促進に向けた中核機関の設置

「成年後見支援センター“かけはし”」を中核機関と位置付け、成年後見制度の利用促進を図ります。

基本目標 3 認知症になっても自分らしく暮らす ～認知症施策の充実～ (95～101 ページ)

(1) 認知症の予防と啓発

(2) 認知症支援体制の充実

(3) 若年性認知症への対応

新規・拡充施策

○「チームオレンジ」の立ち上げ

認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターなどによる支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を立ち上げます。

基本目標 4 住み慣れた地域で安心して暮らす ～高齢者福祉の推進～ (102～118 ページ)

(1) 高齢者の生きがいづくりの推進

(2) 生涯学習の充実と生涯スポーツの振興

(3) 就労の支援

(4) 住環境の整備と確保

(5) 在宅高齢者支援の充実

(6) 災害及び感染症対策に係る体制整備

新規・拡充施策

①高齢者の移手段の充実に向けた検討

人口減少や高齢化が顕著である地域におけるオンデマンドモビリティサービス実証実験などを通じ移手段の充実に向けた検討を行います。

②避難行動要支援者に係る個別支援計画の作成

介護支援専門員や相談支援専門員及び自主防災組織等の協力を得て、個別支援計画を作成し、防災訓練を通じて計画を検証します。

基本目標 5 介護が必要になっても自立した生活を営む ～介護サービスの充実と適正な運営の確保～ (119～130 ページ)

(1) 介護サービスの充実

(2) 介護保険事業の適正な運営

(3) 低所得の介護保険サービス利用者に対する支援

新規・拡充施策

①市立川西病院跡地における施設整備の検討

介護需要の将来推計を踏まえ、市立川西病院跡地において、地域包括ケアシステムの拠点となる施設の整備を検討していきます。

②介護度改善インセンティブ制度の創設

介護度に関する指標の改善がみられたサービス事業者などに報奨等を付与する制度を創設します。

介護保険事業基盤整備

(119～123 ページ)

2025 年までの追加需要を見据え、第 8 期計画の期間中に以下の介護保険施設等を整備します。

施設・サービス	定員等
①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホーム	29 人
②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を定期巡回と随時対応で提供するサービス (※一定期間の person 費や賃借料に対する補助制度の新設を検討)	1 か所
③看護小規模多機能型居宅介護 「通い」を中心に「短期間の宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせるサービスに「訪問看護」を加え、介護と看護の一体的な提供を可能とするサービス	29 人
④介護医療院 長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、日常的な医学管理等の医療機能と生活施設としての機能を提供する施設	10 人
⑤特定施設入居者生活介護 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が、介護保険法に基づく指定を受け、入居者に対して日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを提供するもの	50 人

計画の推進に向けて

(132～133 ページ)

行政だけでなく、市民、地域の関係団体、介護保険サービス事業者を、高齢者支援を推進していく主体と位置づけ、一体となって計画の推進に取り組んでいきます。

市	○高齢者等の福祉施策の充実や施設の計画的な整備・人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行うとともに、市民・関係団体との協働・連携の体制づくりに取り組み、事業者等とのネットワーク構築に向け体制を整備します。
市民	○自らの健康や介護予防に関する意識を高めるとともに、様々な活動に取り組み、生きがいを持って地域社会の構成員の一人として積極的に社会参加することが望まれます。
関係団体	○福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。
介護保険サービス事業者	○高齢者の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、利用者の自立支援に資する適正で良質なサービスを提供することが必要です。

本計画の推進にあたっては、毎年進捗状況を把握し、市民や有識者、保健・医療・福祉関係団体の代表者等で構成される川西市介護保険運営協議会に報告のうえ、総合的な見地から点検・評価を行います。